

平成16年5月12日
情報・システム研究機構
国立極地研究所規則第7号

最終改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 情報・システム研究機構組織運営規則第24条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）に置く運営会議の組織運営に関する必要な事項を規定する。

(組織)

第2条 運営会議は、委員21人以内で次の者をもって組織する。

- 一 研究所の研究教育職員のうちから、所長が指名する者
 - 二 研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する大学の教員及びそれ以外の者のうちから、所長が委嘱する者
- 2 前項に掲げる者には、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の教育研究評議会のうち研究所から推薦する者を含むものとする。
- 3 議長が必要と認めたときは会議に臨時委員をおくことができる。

(任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 運営会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、それぞれ委員の互選とする。
- 3 議長は運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行なう。

(招集)

第5条 運営会議は、所長の求めに応じて、議長がこれを招集する。

(議事)

第6条 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

ただし、第3項第1号について審議する場合は、運営会議の議を経て所長が別に定める。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営会議においては、下記に掲げる事項について審議する。

- 一 研究所長候補者の選考に関する事
- 二 研究教育職員の人事に関する事
- 三 共同利用計画に関する事
- 四 南極観測事業に関する事
- 五 北極環境研究に関する事
- 六 その他所長が必要と認めた事項

(委員会)

第7条 運営会議に、その審議すべき専門的事項を分担させるために委員会を置くことができる。

2 委員会に属すべき運営会議委員は、所長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営会議は、研究所の職員その他必要と認める者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営会議の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。